

**令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務
事業者募集に係る質問と回答**

■令和8年3月13日付けの質問に対する回答

【質問1】

・募集要項 3. 参加資格 (13) (14)

JVで参加する場合、様式2-2に必要事項を記載し、代表者・構成員それぞれで様式3を出すことになるかと存じますが、仮に構成員に同種業務受注実績がない場合、構成員は様式3を提出する必要はないでしょうか。また、共同企業体協定書などは提出の必要はないでしょうか。

【回答1】

共同企業体のうち募集要項3.(13)(14)を満たす構成企業は様式3の提出が必要です。同種業務受注実績がない構成企業は、様式3を提出する必要はありません。また、共同企業体協定書は、契約時に提出が必要となります。

【質問2】

・募集要項 3. 参加資格 (13) (14)

同種業務受注実績の考え方ですが、国、県、市町村又はそれに類する団体等との契約自体は他社で、その他社から再委託を受けて業務を実施した場合は、その他社との契約書等をもって同種業務受注実績として良いでしょうか。

【回答2】

参加者が国、県、市町村又はそれに類する団体等と契約を締結している必要があります。(再委託は不可)

【質問3】

・委託仕様書 4.(3)ウ 審議終了後③

くす玉、キャノン砲の制作は受託者の業務外という認識で相違ないでしょうか。

【回答3】

仕様書5.(5)「4.(3)に記載の主な内容(予定)を円滑に行うことができるよう司会、進行、運営・各種手配を行うこと。」のとおり、くす玉・キャノン砲にかかる手配(調達を含む)の一切の業務も受託者の業務に含めます。

【質問4】

・委託仕様書 5. 業務の内容 (1)

協議会関係者、県職員の渡航費は受託者の業務外という認識で相違ないでしょうか。

【回答4】

御見込みのとおりです。

以上